

「高松地区かわまちづくり」事業統括アドバイザー業務委託
公募型プロポーザル実施要項

この要項は、「高松地区かわまちづくり」事業統括アドバイザー業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

かわまちづくりとは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性や観光振興などを目的に市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組みを連携することにより「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組みである。

本業務は、当該地区で高崎産フルーツなどの農産物を主とする展望レストハウスの整備とオープンカフェを実施することにより、水辺の魅力や利便性を向上させ、中心市街地との連携強化を図るとともに、高崎産フルーツなどの農産物や高崎の食文化の更なるブランド化の推進のため、「高松地区かわまちづくり」エリアからそれらを県内外へ大いにPRし、展望レストハウスがその拠点施設として機能するよう整備・展開していくことを目的とする。

2. 業務概要

- (1)業務名 「高松地区かわまちづくり」事業統括アドバイザー業務
- (2)該当地区 別紙1「高松地区かわまちづくり」基本構想（素案）のとおり
- (3)業務内容 別に定める仕様書のとおり
- (4)委託期間 契約締結日から令和5年3月15日（水）まで
- (5)委託限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。なお、個人・法人は問わない。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3)高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (5)国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6)高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- (7)必要な知識・経験を有し、企画・運営のノウハウを有する者であること。

4. スケジュール

このプロポーザルに関する主なスケジュールは、次のとおり。

令和4年11月9日（水）	実施要項等のホームページ掲載 参加申請受付開始
令和4年11月17日（木）から 11月22日（火）午後5時まで	質問受付期間
令和4年11月30日（水）午後5時まで	質問に対する回答
令和4年12月22日（木）午後5時まで	参加申請書兼誓約書提出締切
令和4年12月23日（金）	企画提案書受付開始
令和5年1月20日（金）午後5時まで	企画提案書提出締切
令和5年2月上旬（予定）	書類審査・プレゼンテーション及び質疑応答
令和5年2月中旬（予定）	選定結果通知及び契約締結

5. 各種書類の提出先及び問い合わせ先

高崎市役所 都市整備部 公園緑地課事業担当
〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 高崎市役所10階
電話：027-321-1272（直通）
FAX：027-321-1177
E-mail：kouen@city.takasaki.gunma.jp
※土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

6. 参加申請方法

(1) 受付期間

令和4年11月9日（水）から令和4年12月22日（木）まで

(2) 提出書類

プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式第1号） 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（FAX、電子メール等による提出は一切受け付けない。）

※郵送の場合は提出期限必着とする。

7. 質問の受付及び回答

本業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 受付期間

令和4年11月17日（木）から令和4年11月22日（火）まで

(2) 提出書類

質問書（様式第2号）

(3) 提出方法

電子メール（電子メール以外の方法による質疑は一切受け付けない。）

なお、質疑書の提出後、必ず電話にて電子メールの着信確認を行うこと。

(4) 回答方法

質疑があった場合は、令和4年11月30日（水）午後5時までに市ホームページにて回答する。

8. 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月20日（金）まで

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式第3号） 15部（両面印刷不可）

記載内容は下記のとおり。なお、表紙以外には会社名、個人及びそれを連想させるようなものを入れないこと。

・ 様式第3号の1

高崎産フルーツなどの農産物のプロデュース方針について記載すること。

（内外にアピールし、高崎産フルーツなどの農産物をブランディングしていくための具体的な展開方法）

・ 様式第3号の2

様式第3号の1に係る展望レストハウス・オープンカフェのコンセプトについて記載すること。

（プロデュースしていく上でのレストハウス等の役割及び店舗等の構成案）

・ 様式第3号の3

高崎の食材を生かす展望レストハウスの具体的な店舗展開方法について記載すること。

（内外装イメージ・メニュー案等。別紙可）

・ 様式第3号の4

高松地区かわまちづくりの管理運営方針について記載すること。

・ 様式第3号の5

本業務に類する業務、その他プロデュース関連業務の実施実績及び成果について記載すること。

・ 様式第3号の6

本業務の実施体制について記載すること。

（統括責任者・主任担当者・協力業者等との体制図。別紙可）

・ 様式第3号の7

その他提案事項やアピールポイントについて記載すること。

② 見積書（任意様式）

A4判で内訳（算出根拠）がわかるように作成すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（FAX、電子メール等による提出は一切受け付けない。）

※郵送の場合は提出期限必着とする。

9. 選定方法

(1) 受託候補者の選定

受託候補者の選定は、別に定める「高松地区かわまちづくり」事業統括アドバイザー業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法（書類審査）

審査委員会において、提案された企画提案書の審査を実施の上、総合的に評価したうえで、受託候補者を選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

(3) プレゼンテーション及び質疑応答

書類審査をするにあたり、プロジェクター等を使用し、企画提案書提出者（以下「参加者」という。）は15分以内でプレゼンテーションを行うこととする。その後、審査委員による質疑応答を行う。

ヒアリングの日時及び詳細は、別途通知する。

(4) 評価基準

各審査評価の項目、内容は、「別紙2 評価基準」のとおりとする。

10. 選定結果の通知及び公表

審査委員会の実施後、選定結果について、すべての参加者に文書により通知するとともに、高崎市ホームページに掲載する。

なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申し立て等は、一切受け付けない。

11. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

(1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 書類の提出期限その他この要項の記載事項を遵守しなかったとき。

(4) 見積額が契約上限額を超えるとき。

(5) 審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者として不適格と認められるとき。

12. 契約締結について

(1) 選定した受託候補者と市とが協議し、提案された内容を加味し委託業務に係る仕様を確定させたうえで、見積書を徴取し、契約を締結する。なお、契約額については、左記により仕様が変更された場合でも「2. 業務概要」に示す金額の範囲内とする。

(2) 選定した受託候補者と市との間で行う仕様の調整及び契約額について協議が整わなかった場

合には、審査委員会において次点となった参加者と協議を行うこととする。

(3) 契約手続及び契約書は、高崎市契約規則（昭和 39 年高崎市規則第 16 号）の定めによる。

(4) 本業務の目的を達するまでの間、特に支障がない限り「高松地区かわまちづくり」事業統括アドバイザー業務の受託者を相手方として、引き続き本業務に係る契約を締結する場合がある。

13. その他

(1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加者から提出された書類等の修正・差し替え等は、一切認めない。

(3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、一切受け付けない。

(4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。

(5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとする。

(6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、高崎市情報公開条例（平成 14 年 12 月 24 日条例第 42 号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。

(7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく参加辞退届（様式第 4 号）を提出すること。